SkyLink SPOT EX サービス利用規約

第1条 (規約の適用)

- 1. エレコム株式会社(以下、「当社」といいます。)は、この SkyLink SPOT EX サービス利用規約(別表に定める内容も含むものとします。以下、「本規約」といいます。)を定め、これにより SkyLink SPOT EX サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2. 本サービスとは、別表1に定める基本サービス(以下、「基本サービス」といいます。)及び当該基本サービスに付帯するオプションサービス(以下、「オプションサービス」といいます。)をいうものとし、 本サービスの詳細は別表1にて規定するものとします。
- 3. 当社と本サービスの利用に関する契約を締結しているお客様(以下、「会員」といいます。)及び当社に本サービスの利用の申し込みを行うお客様(以下、「利用申込者」といいます。)は、本サービスの利用にあたり本規約の定めに従うものとします。
- 4. 本サービスの案内及び注意事項等、本規約に関連して当社が行う第3条(通知)に基づき会員に通知する事項は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、本規約並びに本サービスに関する規約の変更及び追加(以下、「本変更等」といいます。)を随時行うことができるものとします。本変更等については、会員に事前に通知するものとし、会員が本変更等を承諾できない場合は、会員は、当該通知から 14 日(以下、「通知期間」といいます。)以内に当社に書面にて通知しなければならないものとします。通知期間内に会員から拒絶意思の通知がなく、かつ、通知期間後も本サービスの利用を継続している場合は、本変更等を承諾したものといたします。会員から通知期間内に本変更等に対する書面による拒絶の意思が通知された場合は、本サービスの利用に関する契約は会員都合による中途解約として、本サービスにかかる一切の契約は終了いたします。

第3条 (通知)

- 1. 当社から会員への通知は、電子メール、書面の郵送又は当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
- 2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点又は電子メール若しくは書面等が当社より発信された時点より効力を生じるものとします。

第4条(契約の単位)

一の基本契約毎に一の本サービスの利用に関する契約(以下、「本契約」といいます。)が成立するもの とします。

第5条(申込の方法)

- 1. 利用申込者は、本規約に同意の上、当社所定の手続きに従って申し込みを行うものとします。
- 2. 利用申込者は、当社の定める書式に従い正確な氏名、住所、生年月日及び電話番号等を当社に届け出て、申込を行うものとします。
- 3. 利用申込者は、法人または法人相当の事業者のみとします。個人名義での申し込みはできないものとします。

- 4. 利用申込者と異なる法人名義及び第三者名義での、オプションサービスの申し込みはできないものとします。
- 5. 利用申込者が未成年者の場合は、本サービスの利用を申し込みできないものとします。
- 6. 利用申込者及び会員は、当社より送付される本規約及び本サービスにかかる規約の一切を理解し、かつ、 同意した上で、当社から送付される無線 LAN ルータの利用を開始しなければならないものとします。 利用申込者及び会員が、無線 LAN ルータを利用開始した時に、本規約及び本サービスにかかる規約に 同意したものとします。また利用申込者及び会員が、無線 LAN ルータを受領した日をもって、本サービスの利用開始日とします。なお、本規約等に同意されない場合は、その旨当社に連絡するとともに、 利用申込者及び会員の費用負担にて当社より送付された一切の書類及び物品を当社に返送しなければならないものとします。
- 7. 本サービスの申し込みの勧誘の方法の如何を問わず、本契約には、クーリングオフは適用されません。

第6条(申込の承諾)

- 1. 当社は、本契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供をすることが当社の業務の遂行上又は技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申し込みをした者が当社所定の本サービスの料金又は工事に関する費用等(以下、「料金等」といいます。)の支払いを現に怠っている、怠るおそれがある又は過去に怠ったことがあるとき。
 - (3) 本契約の申し込みをした者が、当社が過去に利用停止又は解約の処分を行った者であるとき。
 - (4) 本契約の申し込みをした者が、申込にあたり虚偽の内容の届出をしたとき。
 - (5) 本契約の申し込みをした者が未成年であるとき。
 - (6) その他、当社が申し込みを承諾することが不適当と判断したとき。
 - (7) 本規約及び本サービスにかかる規約への同意が確認できないとき。

第7条(契約の成立)

本サービスの申し込みに対して、当社が承諾した時点で本契約が成立するものとします。

第8条 (届出事項の変更等)

- 1. 会員は、当社への届出事項(氏名、住所、及び電話番号等)に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 2. 無線 LAN ルータを設置場所住所から移動させる場合も、速やかに当社所定の手続に従い届け出るもの とします。
- 3. 会員が前項に定める届出事項変更の届出を怠ったことにより当社からの通知が到達しなかった場合、当該通知は、第3条(通知)に従い、到達したものとみなします。この場合、当該通知の内容を会員が認識できなかったこと等により会員が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条 (会員の地位の承継)

1. 法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

- 2. 会員が死亡した場合、当該会員の相続人は以下各号の規定に従い、本契約の終了又は承継のいずれかを 選択しなければならないものとします。なお、当該会員の相続人が2人以上あるときは、そのうちの1 人を当社に対する代表者と定め、当社に対しこれを届け出るものとします。
 - (1) 会員の地位の承継を希望する場合、当該会員の相続人は正当な相続人かつその代表者であることを 証明する書類を添え、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
 - (2) 本契約の終了を希望する場合、当該会員の相続人は第15条(会員による解約)に従った解約の手続きをとるものとします。なお、この場合、当該手続の届出日をもって本契約の解約日とします。
- 3. 前項の場合で、当該会員の死亡した日から2カ月以内に前項各号いずれの手続きもなされない場合、会員の相続人が会員の地位を承継したものとみなします。
- 4. 当社は、第2項に定める代表者の届出があるまでの間、当社の選定により会員の相続人のうちの1人を代表者として取扱います。

第10条 (ID、SSID とパスワードの管理)

- 1. 会員は当社から本サービスを利用に関して発行される ID 、アカウント及びログイン名 (以下、「ID 等」 といいます。)、並びにそれらのパスワードについて管理する義務を負うものとします。
- 2. 会員は、自己の管理下にある特定の第三者(法人の場合の役員若しくは従業員)を除き自己の ID 等及び それらのパスワードを第三者に使用させ、売買し、譲渡し又は貸与等してはならないものとします。
- 3. 会員は、自己の管理下にある特定の第三者に本サービスを利用させる場合においては、当該第三者に本 規約を遵守させるものとします。ただし、その場合において当社は、当該第三者の利用を会員本人によ る利用とみなすものとし、会員は当該第三者の行為につき一切の責任を負わなければならないものとし ます。
- 4. 会員は、別表1に定める公衆無線 LAN サービスによって、インターネット接続サービスを利用させる 第三者(以下、「サービスユーザ」といいます。)に対しては、当社が指定する SSID 及びパスワード以外を使用させてはならないものとします。
- 5. 会員は、ID 等若しくはそれらのパスワードについて、自己の管理下にある特定の第三者を除く第三者に使用されるおそれがある場合又は使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 6. 会員が ID 等又はそれらのパスワードを第三者に利用された場合、当社は会員の故意・過失の有無にかか わらず、当該サービス利用にかかる料金等の全額を当該会員に請求できるものとします。

第11条(料金等)

- 1. 当社が提供する本サービスの料金、譲渡手数料及び違約金等(以下、「料金等」といいます。) については、別表1に定めるところによります。
- 2. 会員は、本契約が成立した時点より、料金等を支払う義務を負うものとします。
- 3. 会員は、料金等の支払方法及び支払に必要な情報を当社が定めるフォーマットに基づき、書面にて当社 に通知、又は、当社の WEB 上にて登録しなければならないものとします。本サービスの利用開始日か ら 14 日以内に会員から当該通知又は登録がなされない場合には、会員都合による中途解約として本契約 は終了するものとします。
- 4. 第17条(提供の中止)、第18条(利用停止)又は第20条(重要通信の確保)に定める内容が生じた場合においても、会員は前項に定める義務を免れるものではありません。

第12条 (料金等の計算方法)

- 1. 当月初日から当月末日までの1ヵ月間を料金等計算の1単位として、会員の料金等を計算します。
- 2. 本契約の成立又は解約した時点が当月のいずれの日であったとしても、会員の当月分の料金等については日割り計算を行わず、会員は1ヵ月分の料金等を支払うものとします。
- 3. 料金等その他の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第13条(料金等の支払方法)

- 1. 会員は、当社が定める期日までに当社所定の方法により料金等を支払うものとします。
- 2. 前項の規定において、会員が料金等を支払う際に要する費用は、会員の負担とします。

第14条(遅延利息)

会員は、料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延利息として、当社指定の方法により支払うものとします。

第15条(会員による解約)

- 1. 会員は、本契約を解約しようとするときは、解約希望月の 20 日(以下、「締切日」といいます。)までに、 当社所定の書式にて当社に対して届け出るものとします。
- 2. 当社が、前項に従い会員から締切日までに本契約解約の届出を受け付けた場合に、締切日の属する月の 25日をもって本契約は解約されるものとします。なお、解約処理は、当社が届出を受け付けた順序に従って当該会員の ID 等及び当社が保管するデータを解約月の 25 日以降に削除するものとし、当該会員は 解約月の 25 日以降は、本サービスを利用できなくなります。ただし、当社が別に定める場合において は、この限りではありません。
- 3. 会員は、当社が別表1に定める本サービスの最低利用期間内において本契約を解約又は本サービスのプランを変更する場合、別表1に定める条件に従い違約金を支払うものとします。
- 4. 会員は、本条の規定に基づき本契約が解約された場合、解約時点において発生している利用料金及び前項の違約金等について、本サービス利用の最終月の利用料金支払時に、全額を当社に対し支払うものとします。
- 5. 解約を申し込んだ当日より、会員は別表1 (1)に定める対象機器に設定されている当社の指定した公衆無線 LAN サービスに必要な SSID 及びパスワードを消去しなければならず、当該 SSID 及びパスワードをサービスユーザに利用させてはならないものとします。またサービス提供にあたり当社が会員に提供した公衆無線 LAN サービスの案内を補助するための販促物(ステッカー、POP、印刷物等)があれば直ぐに廃棄、撤去するものとします。当該使用によって、会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責を負いません。
- 6. 第5項によって当社に損害が生じた場合、会員が全額を補償するものとします。

第16条(当社による解約)

- 1. 当社は、会員が第18条(利用停止)の規定に該当する場合は、会員に対し何らの催告を要することなく直ちに本契約を解約できるものとします。
- 2. 会員は、前項の規定により解約となった場合、当社に対して負担する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当社からの請求に従い直ちに当社に対して弁済しなければならないものとします。

- 3. 当社より催告があった場合、会員は速やかに別表1 (1) に定める対象機器に設定されている当社の指定した公衆無線 LAN サービスに必要な SSID 及びパスワードを消去しなければならず、当該 SSID 及びパスワードをサービスユーザに利用させてはならないものとします。またサービス提供にあたり当社が会員に提供した公衆無線 LAN サービスの案内を補助するための販促物(ステッカー、POP、印刷物等)があれば直ぐに廃棄、撤去するものとします。当該使用によって、会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責を負いません。
- 4. 第3項によって当社に損害が生じた場合、会員が全額を補償するものとします。

第17条 (提供の中止)

- 1. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を会員に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 2. 会員が、自己、当社又は第三者を通じてスパムメールを発信したり、不正アクセスにより他の端末へ攻撃をしたり、故意の第三者による不正アクセスを受けた結果、攻撃の発信元とされていることが判明した場合、当社は、会員に何らの通知も行うことなく、本サービスを停止することができるものとします。
- 3. 当社より通知があった場合、会員は速やかに別表1 (1) に定める対象機器に設定されている当社の指定した公衆無線 LAN サービスに必要な SSID 及びパスワードを消去しなければならず、当該 SSID 及びパスワードをサービスユーザに利用させてはならないものとします。またサービス提供にあたり当社が会員に提供した公衆無線 LAN サービスの案内を補助するための販促物(ステッカー、POP、印刷物等)があれば直ぐに廃棄、撤去するものとします。当該使用によって、会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責を負いません。
- 4. 第3項によって当社に損害が生じた場合、会員が全額を補償するものとします。

第18条(利用停止)

- 1. 当社は、会員が以下各号のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、 会員による本サービスの利用を制限する又は停止させることがあります。
 - (1) 支払期日を経過してもなお、第11条(料金等)の料金等が支払われないとき。
 - (2) 当社に対し虚偽の内容の届出をしたことが判明したとき。
 - (3) 第8条(届出事項の変更等)の規定による届出を怠ったことにより、会員が当社に届け出た住所若 しくは居所に不在であることが当社の調査又は第三者からの通知により明らかな場合であって、当 社がその事実を確認したとき。
 - (4) 第23条(禁止事項)の規定その他本規約の規定に違反したとき。
 - (5) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理を開始したとき。
 - (6) クレジットカードの利用停止又は料金収納代行サービス会社等からの支払遅延情報等、財産状態が 悪化した又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 2. 当社は、当社と複数の契約を締結している会員(住所、氏名、電話番号及び支払方法等の内容に照らして、同一の会員と当社が判断した場合を含みます。)が、そのいずれかの契約において、前項各号の一に該当したときは、当該会員が締結している全ての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。

第19条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。本サービスを廃止するときは、廃止の1ヵ月前までに当社所定の方法により会員に通知するものとします。本サービスの廃止によって会員に損害が生じたとしても、当該通知によって廃止する限りは、当社は、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第20条(当社及び当社以外のネットワークの利用)

- 1. 当社及び他事業者等のネットワーク、設備又は回線等を経由又は利用する場合、会員は当該ネットワークの利用規約及び規制、データ通信量の制限等に従うものとします。
- 2. 当社は、他事業者等のネットワーク、設備及び回線等については、一切責任を負わないものとします。
- 3. 他事業者等のネットワーク、設備又は回線等を経由又は利用し、会員に損害が生じたとしても、当社は、 当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第21条 (責任の制限)

- 1. 当社は、当社の故意又は重過失により、本サービスの提供を会員に行わなかった場合、当該会員が本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を 24 で除した数値(小数点以下の端数を切り捨てるものとします。)に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を会員に生じた損害とみなし、当該金額に限って当該会員に賠償します。
- 2. 前項に定める場合を除き、当社の故意又は重過失により本サービスに関連して、会員に損害が生じた場合、本サービスについて会員が当社に支払った直近の月額料金を上限として、当社は会員に当該損害を 賠償するものとします。
- 3. 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害 及び逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

第22条 (免責事項)

- 1. 当社は、会員が本サービスを利用したこと若しくは利用できなかったことにより、又は本契約に関連して損害を被った場合(第16条(当社による解約)、第17条(提供の中止)、第18条(利用停止)、第19条(サービスの廃止)及び第23条(禁止事項)による場合を含みます。)であっても、故意又は重過失のよるもの(当社の故意又は重過失による損害は、第21条第1及び2項の定めに従うものとします。)を除き、一切責任を負わないものとします。
- 2. 当社は、当社設備に蓄積又は保管された情報若しくはデータ等を保護する義務を負わないものとし、そ の消失、削除、変更又は改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
- 3. 当社は、本サービス及び会員が本サービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
- 4. 当社は、会員の行為については一切責任を負わないものとし、会員は、本サービスの利用等に関連して、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
- 5. 天災地変その他不可抗力又は第三者の設備及び回線等の障害等、当社の責めに帰し得ない事由により会員が被った損害においては、当社は一切責任を負わないものとします。

- 6. 当社は、第15条(会員による解約)若しくは第16条(当社による解約)により本契約が終了した場合又は第18条(利用停止)により会員が当社によって本サービスの利用を停止された場合であっても、会員から当社に既に支払われた本サービスに関する料金及び費用等について、会員に対する一切の払戻し義務を負わないものとします。
- 7. 当社は本サービスの提供にあたり、当社に対して機密保持義務を負っている業務委託先に対し、本サービスの目的を遂行するために必要な範囲において、会員の個人情報を開示する場合があるものとします。 個人情報漏洩・紛失等の事故が生じた場合において当社が負担する損害賠償額は、会員が基本契約に基づいて当社に支払った合計金額を上限とするものとします。

第23条(禁止事項)

- 1. 会員は、本サービスの利用にあたり、次の行為(そのおそれのある行為を含みます。)を行わないものと します。
 - (1) 第三者又は当社の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー、肖像権若しくはその他の権利を 侵害する行為
 - (2) 第三者又は当社への誹謗、中傷又は名誉若しくは信用をき損する行為
 - (3) 第三者又は当社への詐欺又は脅迫行為
 - (4) 第三者又は当社に不利益を与える行為
 - (5) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
 - (6) 受信者の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信若しくは表示する行為又は収録した媒体その他成人向けの商品等を販売若しくは配布する行為
 - (9) 違法な薬物、銃器、毒物及び爆発物等の禁制品の製造、販売及び入手に係る情報を送信又は表示する行為
 - (10)賭博又は業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為
 - (11)犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為
 - (12)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
 - (13)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
 - (14)選挙の事前運動等の公職選挙法に抵触する行為
 - (15)本サービス用設備又は当社若しくは他者の設備に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃若しくは大量のメール送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為(与えるおそれのある行為を含みます。)
 - (16)本サービス用の設備等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器及びソフトウェア等を流通させる行為
 - (17)法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手 続きを履行せずに本サービス又はオプションサービスを利用する行為
 - (18)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し又はこれを勧誘する行為
 - (19)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段(いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。)により第三者の個人情報を取得する行為
 - (20)当社又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為(偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)

- (21)有害なコンピュータプログラム等を送信し又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (22)第三者若しくは当社の設備、当社の業務の運営又は第三者による本サービスの利用に支障を与える 行為
- (23)暴力、売春、残虐、冒涜的な行為若しくは発言等法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為
- (24)事実に反する情報を送信若しくは掲載する行為、又は情報を改ざん若しくは消去する行為
- (25)詐欺等の犯罪又は、その他当該法令に違反する、若しくは違反するおそれのある行為
- (26)公序良俗に違反する行為(暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為やそれらを実行する仲間を募る行為等を含みます。)
- (27)本サービス、オプションサービス又は第三者のサービスの運営を妨害する行為
- (28)他の会員又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為
- (29)前各号のいずれかに該当する行為が見られる情報又はデータ等の入手を、当該情報源等をリンクする等の手段によって容易にさせ、その行為を助長する行為
- (30)本契約上の地位並びに本契約及び本規約から生じる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供する行為
- (31)当社の指定する以外の SSID 及びパスワードを使用して、サービスユーザに公衆無線 LAN サービス を提供する行為
- (32)その他当社が不適当と判断した行為
- 2. 会員は、前項の規定に違反して当社の業務に支障を与えた又は与えるおそれがあるとき(電気通信設備を亡失又はき損したときを含みます。)は、当社が指定する期日までにその対応に要した費用を支払うものとします。
- 3. 会員が第1項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく次の措置を行うことができるものとします。
 - (1) 会員に対し、当該行為の中止、修正又はデータの移動、その他必要な措置等を行うことを要求すること。
 - (2) 会員の表示、発信若しくは蓄積する情報又はデータ等を第三者が閲覧できない状態に置く又は削除すること。
 - (3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。
- 4. 当社は前2項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより会員又は第三者が被った損害に関しては、当社は一切責任を負わないものとします。
- 5. 会員は、別表1 (1) に定める対象機器を第三者に譲渡する場合、当該譲渡前に、かならず、当該対象機器に設定されている当社の指定した公衆無線LANサービスに必要なSSID及びパスワードを消去しなければならず、消去せずに当該対象機器を第三者に譲渡してはならないものとします。またサービス提供にあたり当社が会員に提供した公衆無線LANサービスの案内を補助するための販促物(ステッカー、POP、印刷物等)があれば直ぐに廃棄、撤去するものとし、第三者に譲渡してはならないものとします。
- 6. 会員は、本契約を終了する場合は、当該終了時に必ず、別表1 (1) に定める対象機器に設定されている当社の指定した公衆無線 LAN サービスに必要な SSID 及びパスワードを消去しなければならず、当該 SSID 及びパスワードの使用を継続してはならないものとします。またサービス提供にあたり当社が会員に提供した公衆無線 LAN サービスの案内を補助するための販促物(ステッカー、POP、印刷物等)があれば直ぐに廃棄、撤去するものとし、第三者に譲渡してはならないものとします。当該使用によって、会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責を負いません。
- 7. 第5項又は第6項によって、当社又は第三者に損害が生じた場合、会員は、当該損害の全てを賠償しなければならないものとします。

第24条 (個人情報の取扱い)

- 1. 当社は、本サービスの提供において知り得た会員及び本サービスの利用申込者(以下、まとめて「お客様」といいます。)の個人情報は、別表 2 に定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 2. 会員は、サービスユーザに対して、別表4に定める内容を事前に説明しなければならないものとします。 サービスユーザが、当該内容に同意しない場合は、公衆無線 LAN 接続サービスを利用させてはならな いものとします。

第25条 (オプションサービス)

- 1. 会員は、オプションサービスの提供を申し込む場合は、当社が定める当該オプションサービスに適用される規約に同意した上で申し込むものとします。
- 2. 当社は、会員から前項の申し込みがあった場合に、オプションサービスを提供します。但し、基本サービス提供地域であったとしても、オプションサービスの提供地域でない場合があります。その場合、会員から前項の申し込みがあったとしても、オプションサービスを提供できません。
- 3. オプションサービスの内容、料金、その他事項については、別表1に定める他、当社が別に定める各オプションサービスに適用される規約に定めるところによります。

第26条(端末設備)

- 1. 会員は、通信設備及びソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備及び機器(以下、「端末設備」といいます。)を自己の責任及び費用で用意し、本サービスを利用できるように管理するものとします。
- 2. 当社は、本サービスの利用のために必要な又は適している端末設備を指定できるものとし、会員がこれ に従わない場合、本サービスを利用できない場合があります。

第27条(他者サービス等の料金回収代行)

当社は、他者サービス等(当社以外の者が提供するサービスであって、当社が別に定めるものをいいます。)の提供者が会員に請求する料金等について、当該他者サービス等の提供者に代わって会員に請求し、回収する場合があります。なお、当社は、当該料金等の回収の目的に限らず、当社が会員に対して有する債権を、会員の同意なくして、いつでも第三者に譲渡することができるものとします。

第28条(提供地域)

本サービスの提供地域は、日本国内とし、具体的な地域は別に定めるものとします。また、基本サービス・各オプションサービスの提供地域は、それぞれ異なります。

第29条(著作権)

1. 会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報(映像、音声、文章等を含む。以下同じ)に関する著作権が、当社又は当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2. 会員は、本サービスを通じて当社から提供される情報を、本サービスの利用目的以外に利用してはならないものとし、当社が開示することを前提として提供する情報を除き、会員及び自己の管理下にある特定の第三者以外に開示してはならず、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載などを行ったりしてはならないものとします。

第30条(本サービスの変更等)

- 1. 当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をできるものとします。 ただし、会員の本サービス利用に不利益又は不都合を生じると当社が判断する変更の場合、当社は事前 に会員に通知するものとします。
- 2. 当社は事前に会員に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休廃止できるものとします。

第31条(準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第32条(合意管轄)

本規約に関する訴訟は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この利用規約は、2012年12月1日から実施します。

第2版改訂日: 2014年4月1日

【基本サービス】

基本サービスには以下のサービスが含まれます。

(1) 公衆無線 LAN サービス(SkyLink SPOT)

- ・会員は、当社が提供する又は当社が本サービスの使用に支障がないと認めた公衆無線 LAN に供する 無線 LAN ルータ(以下、「対象機器」といいます。)を公衆無線 LAN サービス開始前までに準備いた だく必要があります。
- ・対象機器が準備されていない場合は、技術的又はセキュリティ上等の理由により、公衆無線 LAN サービスは提供できません。
- ・会員は、サービスユーザに対して対象機器に接続させ、サービスユーザがインターネットに接続できるサービス(本規約にて、「公衆無線 LAN サービス」といいます。)を提供するものとします。
- ・公衆無線 LAN サービスは、サービスユーザがサービス提供地域内の全ての会員の対象機器に接続し、インターネットに接続できる時間無制限かつ無償の画一的なサービスとして提供されなければならないものとし、会員は、サービスユーザに有償にて又は利用時間に制限を設けて、公衆無線 LAN サービスを提供してはならないものとします。
- ・当社は、会員用の SSID 及びそのパスワードと公衆無線 LAN サービスに必要なサービスユーザ用の SSID 及びそのパスワードを各1つ発行いたします。
- ・会員用 SSID 及びそのパスワードは、会員自身により自由に変更することができるものとします。
- ・サービスユーザ用の SSID 及びそのパスワードは、当社の指定するものとし、会員が変更する事はできません。
- ・会員は、サービスユーザに別表3の定めを遵守させなければならないものとします。公衆無線 LAN サービスを利用させる前に、必ず、別表3及び4の定めを当該サービス申込者に説明し、同意を得なければなりません。会員は、別表3及び4の定めに同意しない者に本サービスを利用させてはならないものとします。
- ・会員は、サービスユーザが別表3の定めの一に該当する行為をしている又はその可能性があると判断 される場合は、速やかに当該サービスユーザの利用を停止しなければなりません。この場合に、会員 が当該サービスユーザの利用を停止しない場合は、当社が本サービスを停止することができます。
- ・会員は、サービスユーザに日本国の電波法に準拠していない無線機器及び日本国内で使用できない無 線機器を接続させてはならないものとします。

(2) 出張設定サービス

- ・出張設定サービスは、当社の別途定める出張設定サービス利用規約に従って提供されます。
 - ・出張設定サービスを提供できない地域の場合は、本サービスはご契約いただけません。

【基本サービスの料金】

- ■SkyLink SPOT EX サービス
- 1. SkyLink SPOT EX スタンダードコース 一般プラン

サービス名	SkyLink SPOT EX スタンダードコース 一般プラン	
リーレス名		
初期費用	8,640円(税込)	
月額使用料	864円(税込)	
付帯するオプション	・無線LANルータ機器	
サービス及び機器	・SkyLink保証サービス	

2. SkyLink SPOT EX スタンダードコース 2年割プラン

サービス名	SkyLink SPOT EX スタンダードコース 2年割プラン	
リーレス名		
初期費用	8,640円(税込)	
月額使用料	540円(税込)	
付帯するオプション	・無線LANルータ機器	
サービス及び機器	・SkyLink保証サービス	

- ※ 支払い方法は、クレジットカード払い、又は、口座振替(口座振替には口座振替サービス(月額 324 円(税込))への申し込みが必要。)になります。
- ※ 上記価格は消費税込みの金額で表示しています。
- ※ SkyLink SPOT EX スタンダードコースには、当社の指定する無線 LAN ルータ機器が付帯しますが、 当該機器の利用及び使用は、SkyLink 保証サービス利用規約の範囲に限定されます。

3. SkyLink SPOT EX 法人コース 一般プラン

よ パッカ	SkyLink SPOT EX 法人コース 一般プラン	
サービス名		
初期費用	8,640円(税込)	
月額使用料	1,404円(税込)	
付帯するオプション	・無線LANルータ機器	
サービス及び機器	・SkyLinkアドバンスド保証サービス	

4. SkyLink SPOT EX 法人コース 2年割プラン

サービス名	SkyLink SPOT EX 法人コース 2年割プラン	
リーレス名		
初期費用	8,640円(税込)	
月額使用料	1,015円(税込)	
付帯するオプション	・無線LANルータ機器	
サービス及び機器	・SkyLinkアドバンスド保証サービス	

- ※ 支払い方法は、クレジットカード払い、又は、口座振替(口座振替には口座振替サービス(月額 324 円 (税込)) への申し込みが必要。)になります。
- ※ 上記価格は消費税込みの金額で表示しています。
- ※ SkyLink SPOT EX 法人コースには、当社の指定する無線 LAN ルータ機器が付帯しますが、当該機器の利用及び使用は、SkyLink アドバンスド保証サービス利用規約の範囲に限定されます。

【オプションサービス及びその料金】

オプションサービスの利用には、当社が別途定める各オプションサービスの申込手順に従い、本利用規約に 同意いただいた上で、申し込みをいただく必要があります。

1. SkyLink SPOT EX スタンダードプラス 一般プラン

サービス名	SkyLink SPOT EX スタンダードプラス 一般プラン	
y CAA		
初期費用	8,640円(税込)	
月額使用料	864円(税込)	
付帯するオプション サービス及び機器	・出張設定サービス ・無線LANルータ機器 ・SkyLink保証サービス	

2. SkyLink SPOT EX スタンダードプラス 2年割プラン

サービス名	SkyLink SPOT EX スタンダードプラス 2年割プラン	
y C/A		
初期費用	8,640円(税込)	
月額使用料	540円(税込)	
付帯するオプション サービス及び機器	・出張設定サービス ・無線LANルータ機器 ・SkyLink保証サービス	

- ※ 支払い方法は、クレジットカード払い、又は、口座振替(口座振替には口座振替サービス(月額 324 円(税込))への申し込みが必要。)になります。
- ※ 上記価格は消費税込みの金額で表示しています。
- ※ SkyLink SPOT EX スタンダードプラスには、当社の指定する無線 LAN ルータ機器が付帯しますが、 当該機器の利用及び使用は、SkyLink 保証サービス利用規約の範囲に限定されます。
- ※ SkyLink SPOT EX スタンダードプラスに付帯する出張設定サービスは、当社の別途定める出張設定 サービス利用規約に従って提供されます。
- ※ オプションサービスは会員の希望により基本サービスに追加することができますが、オプションサービスのみのご利用はできません。
- ※ 基本サービス提供地域であっても、オプションサービスの提供地域外である場合があります。

3. SkyLink SPOT EX 法人プラス 一般プラン

サービス名	SkyLink SPOT EX 法人プラス 一般プラン	
り ころ右		
初期費用	8,640円(税込)	
月額使用料	1,404円(税込)	
付帯するオプション サービス及び機器	・出張設定サービス ・無線LANルータ機器 ・SkyLinkアドバンスド保証サービス	

4. SkyLink SPOT EX 法人プラス 2年割プラン

サービス名	SkyLink SPOT EX 法人プラス 2年割プラン	
, ,		
初期費用	8,640円(税込)	
月額使用料	1,015円(税込)	
付帯するオプション サービス及び機器	・出張設定サービス ・無線LANルータ機器 ・SkyLinkアドバンスド保証サービス	

- ※ 支払い方法は、クレジットカード払い、又は、口座振替(口座振替には口座振替サービス(月額 324 円(税込))への申し込みが必要。)になります。
- ※ 上記価格は消費税込みの金額で表示しています。
- ※ SkyLink SPOT EX 法人プラスには、当社の指定する無線 LAN ルータ機器が付帯しますが、当該機器の利用及び使用は、SkyLink アドバンスド保証サービス利用規約の範囲に限定されます。
- ※ SkyLink SPOT EX 法人プラスに付帯する出張設定サービスは、当社の別途定める出張設定サービス 利用規約に従って提供されます。
- ※ オプションサービスは会員の希望により基本サービスに追加することができますが、オプションサービスのみのご利用はできません。
- ※ 基本サービス提供地域であっても、オプションサービスの提供地域外である場合があります。

【事務手数料】

	4.05
契約譲渡手数料	3,240円(税込)/ ID
大小JK1及 J 数/1	5,240 1 (100,25) / 1D

【最低利用期間】

- ・2年割プランの最低利用期間は、第7条で定める本契約成立の日の属する月を起算月として 24 ヶ月間 (最終月の末日まで) とします。
- ・基本サービス一般プランおよびオプションサービス一般プランの最低利用期間はありません。
- ・会員が最低利用期間中に本契約を解約若しくは基本サービスのプラン種別又はコース種別(以下、「基本サービスの種類」といいます。)を変更した場合、およびオプションサービスのプラン種別又はコース種別(以下、「オプションサービスの種類」といいます。)を変更した場合、会員は第15条第3項に従い違約金として以下の金額を支払うものとします。

基本サービス2年割プラン違約金	8,000円(不課税)/ ID
オプションサービス2年割プラン違約金	8,000円(不課税)/ オプション

【サービス種類の変更】

- ・最低利用期間満了後は、会員は、変更手数料を支払うことで、本表に示す基本サービス内で契約するサービス及びオプションの種類の変更を行うことができます。
- ・会員は、基本サービスの種類の変更を行う場合、変更手数料として、変更後のサービスの初期費用相当額を支払うものとします。

【料金の計算方法】

- ・本サービスの提供開始日が暦月の初日以外であっても、月額使用料及び利用料は日割いたしません。
- ・本サービスには、回線事業者とその関連会社に支払う通信料は含まれません。
- ・回線事業者との回線サービスに関する契約は利用者自身で行っていただく必要があります。当社は回線 事業者回線開通についての調整は行いません。
- ・上記の料金のほか、回線事業者の宅内工事費用として、直接利用者に請求される費用があります。また、 回線事業者の工事費用は作業があった時点で発生し、開通が行われなかった場合であっても利用者に請求する場合があります。

2014年4月1日現在

個人情報の取扱い

当社では、当社に個人情報を提供されるお客様の個人情報(以下、「個人情報」といいます。)を個人情報 取扱事業者として適切に保護する責務を負い、その取扱い方針を次のとおり定め、個人情報の保護に努めます。

一. 個人情報の取得

当社は、個人情報については、下記の利用目的の範囲内で適正に取り扱いさせていただきます。

利用目的

- (1)お客様ご本人の確認
- (2)ご希望される当社サービスの提供及び当該サービスの準備
- (3)ご利用料金の請求
- (4)お客様が、①クレジットカードによるご利用料金のお支払いを希望される場合は、クレジットカード発行会社への与信確認及び決裁手続の代行を当社が委託する業務委託先、②口座振替をご希望される場合は、口座振替決済手続の代行を当社が委託する業務委託先、③その他、五. (3)にて定義する業務委託先等に当社が委託するサービスをご希望される場合は、当該業務委託先等、(以下、まとめて「委託会社等」といいます。)への提供
- (5)当社サービスの提供に必要な回線業者等提携事業者との相互接続に必要な業務及びかかる業務の遂行のため、当該提携事業者に対する提供
- (6)ご利用料金・ご利用サービス提供条件の変更、当社システム等の工事日、ご利用サービスの停止・中止及び契約解除の通知その他当社サービスの提供に係ること
- (7)マーケティング調査及び分析
- (8)電話、電子メール、郵送等各種媒体により、当社及び委託会社等のサービスに関する販売勧奨・アンケート調査及び景品等の送付を行うこと
- (9) お客様からのお問い合わせ及びご相談への回答
- (10)当社のサービスの改善又は新たなサービスの開発を行うこと

なお、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

二. 個人情報の管理

- 1. 当社は、社内規程及び社内管理体制の整備、従業員の教育、ならびに個人情報への不正アクセスや個人情報の漏洩、改ざん、紛失、及び目的外利用等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めてまいります。
- 2. 当社は、個人情報の漏洩、改ざん、紛失、及び目的外利用を防止するために、関係する法令、指針・ガイドライン及び社内規程に従い、個人情報を厳重に管理いたします。
- 3. 当社が個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、委託する個人情報を必要最小限に絞り、個人情報を 適切に取扱っていると認められる委託先を当社内の基準に基づき選定します。委託先においても個人情 報の安全管理、再委託の禁止、目的外利用の禁止等、適切な管理を実施させます。
- 4. 当社は、本方針、関連諸規則を含む個人情報保護体制の評価と見直しを定期的・継続的に行い、その改善に努めます。

三. 個人情報の利用

当社は、次の場合を除き、利用目的以外には個人情報を利用いたしません。

- (1) お客様の同意がある場合
- (2) お客様を識別できない状態(統計資料等)で開示する場合
- (3) 利用目的以外のために利用することが、関係する法令又は指針・ガイドラインにより認められている 場合

四. 個人情報の利用目的変更

当社が、お客様に合理的に想定される範囲内で利用目的を変更した場合は、法令に定める場合を除きお客様に変更された利用目的を通知又は公表いたします。

五. 個人情報の第三者への開示

当社は、次の場合を除き、個人情報をいかなる第三者にも開示いたしません。

- (1) お客様の同意がある場合
- (2) お客様を識別できない状態(統計資料等)で開示する場合
- (3) 当社に対して機密保持義務を負っている代理店、利用目的に記載の委託会社等に対し、利用目的を遂行するために必要な範囲において開示する場合
- (4) お客様ご本人からのお問い合わせ、資料請求等の内容から、当社の委託会社等から回答することが適切であると合理的に判断される場合で、その委託会社等に開示する場合
- (5) 商品のご購入や有料サービスのご利用等に係るお支払いに際し、クレジット決済のため金融機関等に 個人情報を開示する必要がある場合
- (6) 当社の全部又は一部の事業体が合併、分社化、営業譲渡等により、他社に承継される場合であって、 その承継先に開示する場合
- (7) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難な 場合
- (8) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難な場合
- (9) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受け法令の定める事務を遂行することに対して協力 する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれ がある場合

六. 個人情報に関するお問い合わせ

1. 当社は、お客様がご自身の個人情報の照会、変更、修正等を希望される場合には、下記お問い合せ窓口にご連絡いただければ、当社所定の手続に基づき合理的な範囲で必要な対応をいたします。その際、第三者による個人情報の不正な取得、改ざん等を防止するため、お客様ご本人からの要請であることを確認させていただく場合があります。

<個人情報保護に関するお問い合せ先>

個人情報お問い合わせ窓口

SkyLink サポートセンター TEL: 0570-018-810

窓口対応時間:10:00~19:00

年中無休 (年末年始、メンテナンス日を除く)

2. 前項の個人情報照会の申し出において、お客様ご本人と確認できない場合は、対応できないことがございますので、ご協力いただけますようお願いいたします。なお、SkyLink サポートセンターにおいて、お問い合わせ内容・ご要望の正確な把握及び当社の商品・サービスに関する対応の品質向上・管理のため、お客様からの通話の録音やモニタリングをさせていただいております。

七. ご意見、ご要望等の取扱い

当社に寄せられたご意見、ご要望、ご提案等につきましては、利用目的に別段の制約がない限り、当社が自由に利用できるものとさせていただきます。ただし、予めお客様の同意を得ることなく、お客様を識別できる状態での公表又は第三者への開示をいたしません。

制定日:2012年7月1日

第2版改訂日:2013年10月1日

■サービスユーザ禁止事項

公衆無線 LAN サービスを利用する際に、以下の各号の行為禁止される行為であり、サービスユーザが以下 の各号に同意できない場合は、公衆無線 LAN を使用できないものとします。

- (1) 第三者、会員又は当社の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー、肖像権若しくはその他の権利を侵害する行為
- (2) 第三者、会員又は当社への誹謗、中傷又は名誉若しくは信用をき損する行為
- (3) 第三者、会員又は当社への詐欺又は脅迫行為
- (4) 第三者、会員又は当社に不利益を与える行為
- (5) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (6) 受信者の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信若しくは表示する行為又は収録した媒体その他成人向けの商品等を販売若しくは配布する行為
- (9) 違法な薬物、銃器、毒物及び爆発物等の禁制品の製造、販売及び入手に係る情報を送信又は表示する行為
- (10)賭博又は業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為
- (11)犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為
- (12)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (13)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
- (14)選挙の事前運動等の公職選挙法に抵触する行為
- (15)公衆無線 LAN サービス用設備又は当社若しくは他人の設備に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃若しくは大量のメール送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為(与えるおそれのある行為を含みます。)
- (16)公衆無線 LAN サービス用の設備等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器及びソフトウェア等を流通させる行為
- (17)法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手 続きを履行せずに本サービス又はオプションサービスを利用する行為
- (18)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し又はこれを勧誘する行為
- (19)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段(いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。)により第三者の個人情報を取得する行為
- (20)当社、会員又は第三者になりすまして公衆無線 LAN サービス利用する行為(偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (21)有害なコンピュータプログラム等を送信し又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (22)第三者、会員若しくは当社の設備、当社の業務の運営又は第三者による公衆無線 LAN サービスの利用に支障を与える行為
- (23)暴力、売春、残虐、冒涜的な行為若しくは発言等法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為
- (24)事実に反する情報を送信若しくは掲載する行為、又は情報を改ざん若しくは消去する行為
- (25)詐欺等の犯罪又は、その他当該法令に違反する、若しくは違反するおそれのある行為

- (26) 公序良俗に違反する行為(暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為や心中の仲間を募る行為等を含みます。)
- (27)公衆無線 LAN サービス、又はその他の当社、会員若しくは第三者のサービスの運営を妨害する行為
- (28)他のサービスユーザ又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為
- (29)前各号のいずれかに該当する行為が見られる情報又はデータ等の入手を、当該情報源等をリンクする等の手段によって容易にさせ、その行為を助長する行為
- (30)日本国の電波法の認可を受けていない無線機器を接続する行為
- (31)その他当社が不適当と判断した行為

制定日:2012年7月1日

第2版改訂日:2012年12月1日

■情報の取得

- 1. サービスユーザは、自らの個人情報を公衆無線 LAN サービスを利用して公開するときは、自己の責任 において行うものとし、当該公開によって生じた如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
- 2. 当社は、サービスユーザの端末を特定する目的でサービスユーザの端末情報及びアクセスログを取得することがあります。当社は、特定の本サービスの利用のための ID との組み合わせにより特定された会員及びサービスユーザの本サービスの利用状況を個人情報として取り扱います。
- 3. 当社は、以下の各号によりサービスユーザにかかる情報を開示、提供することがあります。
 - (1)刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には、当該処分の定める範囲で開示、提供することがあります。
 - (2)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で開示、提供することがあります。
 - (3)生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。
- 4. 当社は、サービスユーザの情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工した もの(以下、「統計資料」といいます。)を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、 処理することがあります。また、当社は、統計資料を提携先等に提供することができるものとします。

■通信の秘密

- 1. 当社は、電気通信事業法に基づき、サービスユーザの通信の秘密を守るものとします。
- 2. 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、その他同法若しくは犯罪捜査のための通信傍 受に関する法律の定めに基づく強制の処分、その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分が 行われた場合には、当社は、当該処分又は命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3. 当社がプロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に 関する法律)第4条1項に基づく開示請求を受けた場合には、当社は、当該開示請求の範囲で本条第1 項の守秘義務を負わないものとします。
- 4. 生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、当社は、当該保護のために必要な 範囲で本条第1項の守秘義務を負わないものとします。

制定日 2012年6月18日

第2版改訂日:2013年10月1日